

官報

号外

平成十三年六月十九日

○第百五十一回 衆議院會議録 第四十一号

平成十三年六月十九日(火曜日)

議事日程 第二十五号

平成十三年六月十九日

午後一時開議

第一 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

日程第一 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三十分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

日程第一 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長五島正規君。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(五島正規君登壇)

○五島正規君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染の現況にかんがみ、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染の防止を図るため、自動車排出粒子状物質について、その総量の削減に関する基本方針及び計画を

平成十三年六月十九日 衆議院會議録第四十一号

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

策定し、排出量に関する基準を定めるとともに、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための措置の拡充等を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、本法に基づいて対策を行う物質として粒子状物質を追加することであり、

特定の地域において自動車から排出される粒子状物質の総量の削減を図るため、国は、自動車から排出される粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を策定することとし、特定の地域の都道府県知事は、これに基づき総量削減計画を策定することとしており、さらに、国は、一定の自動車について粒子状物質の排出量に係る規制を行うこととしています。

第二に、自動車を使用する事業者に対する措置の強化であります。

事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出の抑制を図るため、一定の要件に該当する事業者について、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出の抑制のための措置の実施を義務づけるための措置を講ずることとしております。

従来の対策に加え、これらの対策を総合的に講ずることにより、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量を削減し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保を図ることとしており、法律の名称も、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法と改めることとしております。

本法律案は、参議院先議に係るもので、六月五日本委員会に付託されたものであります。

本委員会においては、六月八日川口環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、去る十二日に質疑を行い、十三日には東京都環境科学研究所及び運輸事業者における自動車排出ガスに係る取り組みに関する実情視察を行いました。

また、十五日には参考人からの意見聴取を行うなど慎重に審査を重ね、同日質疑を終了いたしましたところ、本法律案に対し、民主党・無所属クラブ及び社会民主党・市民連合から、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域の指定に係る措置、総量削減広域交通対策計画等の策定、事業者の判断の基準となるべき事項を定める者の変更等を内容とする修正案が、また、日本共産党から、総量規制制度の創設、運行規制地域における運行規制制度の創設、自動車製造事業者等に係る総量削減の措置等を内容とする修正案が提出され、それぞれ趣旨の説明を聴取いたしました。

次に、採決の結果、両修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小此木八郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、民事訴訟法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

民事訴訟

民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 民事訴訟法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長保利耕輔君。

(本号末尾に掲載)

(保利耕輔君登壇)

○保利耕輔君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、民事訴訟における証拠収集手続の一層の充実を図るため、公務員または公務員であった者がその職務に関し保管し、または所持する文書に係る文書提出命令について、文書提出義務を一般義務とするともに、文書提出義務の存否を判断するための手続を整備する等の措置を講ずるもので、その主な内容は、

第一に、公務員がその職務に関し保管し、または所持する文書について、私文書の場合に提出義務が除外されている文書のほか、その提出により公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書等を除いて文書提出義務があるものとする、

第二に、除外された文書に該当するかどうかは裁判所が判断するものとする、

第三に、除外された文書に該当するかどうかを判断するための手続として、いわゆるインカメラ手続を設けるものとする、

などであります。

本案は、去る五日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されたものであります。

委員会においては、十二日森山法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十五日から質疑に入り、本日質疑を終了した後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び自由党の共同提案による、施行後三年を目途として、刑事事件関係書類等の公務員または公務員であった者がその職務に関し保管し、または所持する文書を対象とする文書提出命令の制度について検討を加える等を内容とする修正案が、また、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案による、刑事訴訟書類等に関する提出義務の一律除外をしない旨等を内容とする修正案が、それぞれ提出され、いずれについても趣旨の説明を聴取した後、討論、採決を行いました。

その結果、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案による修正案については賛成少数をもって否決され、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び自由党の共同提案による修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

出席閣僚大臣

法務大臣 森山眞弓君
環境大臣 川口順子君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

環境事業団法の一部を改正する法律

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の一部を改正する法律

電気通信事業法等の一部を改正する法律

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律

(報告書受領)

一、去る十五日、内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく防災に關してとった措置の概況の報告書

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく平成十三年度において実施すべき防災に關する計画の報告書

一、昨十八日、内閣から次の報告書を受領した。

第百四十九回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 松原 仁君

補欠 前田 雄吉君

法務委員

辞任 渡辺 喜美君

不破 哲三君

後藤田正純君

瀬古由起子君

瀬古由起子君

不破 哲三君

補欠 後藤田正純君

瀬古由起子君

渡辺 喜美君

不破 哲三君

補欠 後藤田正純君

瀬古由起子君

渡辺 喜美君

不破 哲三君

補欠 後藤田正純君

瀬古由起子君

渡辺 喜美君

不破 哲三君

補欠 後藤田正純君

瀬古由起子君

渡辺 喜美君

不破 哲三君

補欠 後藤田正純君

瀬古由起子君

渡辺 喜美君

不破 哲三君

補欠 後藤田正純君

瀬古由起子君

渡辺 喜美君

不破 哲三君

補欠 後藤田正純君

瀬古由起子君

渡辺 喜美君

不破 哲三君

補欠 後藤田正純君

瀬古由起子君

山村 健君

高木 陽介君

前田 雄吉君

松本 剛明君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

高木 陽介君

松本 剛明君

松本 剛明君 伴野 豊君
山元 勉君 細川 律夫君
春名 真章君 大幡 基夫君
環境委員

辞任

補欠

細田 博之君 坂本 剛二君
鮫島 宗明君 山田 敏雅君
金子 哲夫君 中川 智子君
山田 敏雅君 筒井 信隆君
筒井 信隆君 山村 健君
坂本 剛二君 細田 博之君
中川 智子君 鮫島 宗明君
山村 健君 金子 哲夫君
中川 智子君

辞任

補欠

七条 明君 西川 京子君
松島みどり君 吉野 正芳君
西川 京子君 七条 明君
吉野 正芳君 松島みどり君

(議案提出)

一、去る十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案 (河村たかし君外三名提出)

(議案付託)

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号) 財務金融委員会 付託

(議案送付)

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

土地収用法の一部を改正する法律案
一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案(鍵田節哉君外九名提出)
芸術文化振興基本法案(斎藤鉄夫君外一名提出)

一、昨十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案 (河村たかし君外三名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十五日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律案

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律案

一、去る十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案

環境事業団法の一部を改正する法律案
基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案
旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に

関する法律の一部を改正する法律案
電気通信事業法等の一部を改正する法律案 (質問書提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府における公共投資のGDP比の縮小方針に関する質問主意書(長妻昭君提出)

民間都市開発推進機構に関する再質問主意書 (川田悦子君提出)

北海道静内町立特別養護老人ホーム静寿園における殺虫剤散布に伴う健康被害に関する質問主意書(金田誠一君提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

周辺事態安全確保法と戦争の違法化の関係に関する質問主意書(金田誠一君提出)

中城湾汚染地区開発事業に関する質問主意書 (東門美津子君提出)
JCO臨界事故に関する質問主意書(北川れん子君提出)

(答弁書受領)

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子君外一名提出農地法などの地方公共団体における運用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山花郁夫君提出小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問に対する答弁書
衆議院議員金田誠一君提出塩川元官房長官現財務大臣の内閣官房報償費使途証言と官吏職務紀律の遵守に関する質問に対する答弁書
衆議院議員首藤信彦君提出ケニア共和国ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石井郁子君提出学校保健法にもとづく「学校病」指定に関する質問に対する答弁書
衆議院議員石井一君提出小泉内閣の政治姿勢に関する質問に対する答弁書

平成十三年五月八日提出
質問 第六 一 号

農地法などの地方公共団体における運用に関する質問主意書

提出者 阿部 知子 原 陽子

農地法などの地方公共団体における運用に関する質問主意書

農地法などの地方公共団体における運用に関する質問主意書
農産物処理法で、廃棄物の収集、運搬、処分につき許可を受けた業者が、農地法や都市計画法に違反して廃棄物処理を行っている事例が、神奈川県相模原市職員から具体的に寄せられた。同市行政の調査によれば、平成十二年度までに廃棄物の処理に関連して起きている農地法違反が三三八

件、農業振興地域の整備に関する法律違反が一〇二件、相模原市内で把握されている。また、行われるべき行政処分が、市によっても県によっても充分かつ適切に行われていないという。よって以下質問する。

一 農地法違反三三八件につき、相模原市が取りうるべき最大限の対応はどのようなものか、明確にされたい。

二 農地法違反三三八件につき、神奈川県が取りうるべき最大限の対応はどのようなものか、明確にされたい。

三 農業振興地域の整備に関する法律違反一〇二件につき、相模原市が取りうるべき最大限の対応はどのようなものか、明確にされたい。

四 農業振興地域の整備に関する法律違反一〇二件につき、神奈川県が取りうるべき最大限の対応はどのようなものか、明確にされたい。

五 農地法や農業振興地域の整備に関する法律が想定している行政処分を相模原市や神奈川県が行っていない理由にはどのようなものがあるか、国は把握しているか。把握していないならば、把握した上で、明確にされたい。

六 農地法違反、または、農業振興地域の整備に関する法律違反につき、事態を把握しながら、行政が何も対応しないままに時効が過ぎた場合、対応のないまま時効となったことについての責任は、誰が取るべきかと小泉内閣は考えるか。

七 国は、廃棄物の取扱や処理に関連した農地法違反や農業振興地域の整備に関する法律違反が、国全体でどれくらいあるかを把握しているか。把握しているとすれば、これまでどのような指導を地方公共団体に對して行ってきたか。またその指導に對するフォローアップを行っているか。把握していないとすれば、早急に把握し、改善指導を行う必要があると考えるがいかがか。

右質問する。

三

平成十三年六月十九日 衆議院会議録第四十一号 議長長の報告

平成十三年六月十九日 衆議院會議録第四十一号 議長の報告

内閣衆議院 第一六一号
平成十三年六月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員阿部知子君外一名提出農地法などの地方公共団体における運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阿部知子君外一名提出農地法などの地方公共団体における運用に関する質問に対する答弁書

及び二について

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)においては、土地の農業上の効率的な利用を図るため、農地を農地以外のものに転用しようとする者は、同法第四十条又は第五十条の規定に基づく都道府県知事の許可(転用しようとする農地が四ヘクタールを超える場合は、農林水産大臣の許可)を必要としているところである。御指摘のような農地への廃棄物の投棄についても、これにより当該農地が農地としての利用を図ることが困難となると認められる場合には、同法に違反するものと考えている。

本件について神奈川県は、農地法第四十条又は第五十条に違反して廃棄物の投棄により転用を行った者(以下「農地法違反転用者」という。)に対し、同法第八十三条の二の規定に基づき、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、廃棄物の投棄その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。なお、相模原市及び同市農業委員会は、農地法違反転用者に対し、同法に基づいて何らかの法的措置を行う権限は有していないが、同市農業委員会は、是正指導を行うほか、再三の指導

にもかかわらず是正の見込みのない事案について神奈川県に報告することとしている。

三及び四について

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号。以下「農振法」という。)においては、農振法第八十二条第一号に定める農用地区域の区域内において土地の形質の変更等しようとする者は、農振法第十五条の十五の規定に基づく都道府県知事の許可を必要としているところである。御指摘のような農用地区域内の農地への廃棄物の投棄についても、これにより土地の形質の変更等が生じて農業上の利用の確保が困難となると認められる場合には、農振法に違反するものと考えている。

本件について神奈川県は、農振法第十五条の十五に違反して農用地区域内において廃棄物の投棄により土地の形質の変更等を行った者(以下「農振法違反行為者」という。)に対し、農振法第十五条の十六の規定に基づき、形質変更等に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、廃棄物の投棄等の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができ

る。なお、相模原市は、農振法違反行為者に対し、農振法に基づいて何らかの法的措置を行う権限は有していないが、同市は、是正指導を行うほか、再三の指導にもかかわらず是正の見込みのない事案について神奈川県に報告すること

とし、五及び六について

御指摘の農地法違反とされる三百三十八件(同時に農振法違反とされるもの百一件を含む。)については、農地に廃棄物が投棄されているものほか、農地の一部が駐車場、資材置き場等となっているものも含まれていると聞いているが、現在、相模原市及び同市農業委員会においては、相手方が不明な二件を除く三百三十六件について口頭又は文書による是正指導を行

い、さらに、再三の指導にもかかわらず是正の見込みのない農地法違反とされる三十四件(同時に農振法違反とされるもの二十七件を含む。)を神奈川県に報告している。

神奈川県は、相模原市及び同市農業委員会の報告に係る事案について口頭又は文書による是正指導を行っているところであり、この結果を踏まえ、農地法第八十三条の二又は農振法第十五条の十六の規定に照らして処分を行うかどうかを判断することとなると承知している。

七について

国においては、農地法及び農振法の違反件数の調査は毎年行っているが、このうち、お尋ねの廃棄物の取扱いや処理に関連した事案に限った調査はしていない。

農地転用に係る農地法第八十三条の二の規定に基づく処分のうち都道府県知事の事務とされているもの及び土地の形質変更等に係る農振法第十五条の十六の規定に基づく処分については、農林水産省において、土地の農業上の利用の確保を図る観点から、農地転用許可の運用に係る事項を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)上の技術的な助言及び処理基準として、また、農業振興地域制度の運用に係る事項と同様の技術的な助言としてそれぞれ定め、都道府県知事に対し通知しているところであり、今後とも廃棄物の投棄に係る事案を含め更に必要な技術的助言等を行ってまいりたい。

平成十三年五月十日提出

質問 第六四号

小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問主意書

提出者 山花 郁夫

小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問主意書

小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問主意書
質問主書
小田急小田原線(梅ヶ丘駅・代々木上原駅)の線

増進連続立体交差事業(以下本件事業という)について、最近東京都議会および地元世田谷等の区議会において、右区間についてはごく一部掘削にする他は全線(急行、緩行等)二線二層の地下方式で東京都が施工する都市計画案をまとめた公表され、東京都等は、本年四月十日より十二日まで、下北沢等地元三ヶ所において、右についての説明会を実施した。

しかし、この事業については、国民の税金と直結する事業費(八六%が国税等の税負担でなされる)等、肝心な点が明確に説明されていない。そこで、この事業の事業費について、以下の通り質問する。

一 事業費について

(1) 右記の説明会に参加した一部の者に質され、本件の事業費は総額で一四〇〇億円であると東京都都市計画局交通企画課長等が応答しているが、その通りか。

(2) またその際、地下方式を採用した理由として、高架方式と事業費がほとんど変わらないと応答しているが、その通りか。

二 事業費とは本件事業費のことか。それとも、いわゆる線増事業費(当面、日本鉄道建設公団が負担する)を含むのか。

そうだとすれば、その内訳を明らかにされたい。

三 右全部について、工事費と用地費の内訳を以下の通り具体的に明らかにされたい。

(1) 用地費については、場所を特定した上、所用面積を所有権、区分地上権の別を明示した上、それぞれの平方米当たり単価を明らかにされたい。

(2) 工事費については、トンネル部分を、オーブンカット工法による部分とシルド工法の部分を区別し、位置、距離等を特定した上で、それぞれ明らかにし、さらに駅部及び掘削部分の工事費の内訳を具体的に明らかにされたい。

四 連立事業調査について

(1) 本件事業について、建運協定に基づく連立事業調査(費用の三分の一の負担)を行ったか。

(2) それは、いつからいつまでか。

(3) 本件事業区間については、昭和六十一年度、同六十三年度の二年にわたり右調査がなされているのに、さらに重複して調査を行った理由は何か。

五 比較設計について

(1) 地下方式の事業費が高架方式とほとんど変わらないというのは、四の連立事業調査の比較設計(比較積算)で算定されたものか。

(2) そうだとすれば、その比較設計を明らかにされたい。

(3) そうでないとしたら、その比較設計を明らかにされたい。

内閣衆質一五一第六四号

平成十三年六月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員山花郁夫君提出小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山花郁夫君提出小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問に対する答弁書

併書

一について

東京都に聞いたところ、小田急小田原線の代々木上原駅から梅ヶ丘駅までの区間(以下「本件区間」という)における既設線の連続立体交差化及び複々線化に係る事業(以下「本件事業」という)の事業費は総額約千四百億円と試算しているとのことである。また、本件事業については、地下方式と高架方式のいずれを採用して

もその事業費はほとんど変わらないが、地形上の制約、既設の鉄道施設等への影響等を総合的に判断した結果、地下方式を採用したとのことである。

二について

東京都に聞いたところ、本件事業の事業費には複々線化に係る部分の事業費を含むが、連続立体交差化に係る部分の事業費と複々線化に係る部分の事業費がそれぞれいくらになるかについては、今後東京都と小田急電鉄株式会社との間で協議の上決定されるとのことである。

三について

東京都に聞いたところ、現在の試算では用地費は約百億円、工事費は約千三百億円であるが、これらの内訳を明らかにすることは、現時点での未確定な情報で地元住民等にあたかも確定した情報であるかのように受け止められ、これにより今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから適切でないとのことである。

四の(1)及び(2)について

本件事業については、昭和六十二年及び昭和六十三年に道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第五十六条に基づく連続立体交差事業調査(以下単に「連続立体交差事業調査」という)の補助を東京都に対して行っているが、その後は行っていない。

四の(3)について

東京都に聞いたところ、昭和六十二年及び昭和六十三年の連続立体交差事業調査においては本件区間の構造形式について今後の検討事項とされたが、この検討事項を更に調査する必要があることから、東京都において国の補助を受けることなく平成十二年度に調査を行ったとのことである。

五について

東京都に聞いたところ、四の(3)について述べた平成十二年度の調査で算定したとのこと

である。また、本件事業に係る比較設計を明らかにすることは、現時点での未確定な情報で地元住民等にあたかも確定した情報であるかのように受け止められ、これにより今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから適切でないとのことである。

平成十三年五月二十一日提出

質問 第六九号

塩川元官房長官(現財務大臣)の内閣官房報償費使途証言と官吏服務規律の遵守に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

塩川元官房長官(現財務大臣)の内閣官房報償費使途証言と官吏服務規律の遵守に関する質問主意書

官房長官を経験した塩川財務大臣はその就任以前、当職が把握する限り次のマスメディアにおいて、内閣官房報償費の具体的な使途等に関する自身の体験を証言している。

①本年一月二十八日に放映されたテレビ朝日系「サンデープロジェクト」。

②本年二月七日付「産経新聞」十五版第三面。

③本年二月二十三日付「読売新聞」十四版第四面。

一方、内閣官房報償費の具体的な使途等については公表しないというのが、これまでの政府の一貫した方針であり、またこれまでの政府答弁によれば内閣官房報償費の具体的な使途等は、非公知性と秘密の必要性の二つの要素を具備した事実に該当するものと解されている。

また官吏服務規律は財務大臣に対して職務上知り得た機密を退職後も漏洩することを禁じている。

そこで政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一 新たに制定された「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」(平成十二年一月六日閣議決定、

以下「大臣規範」という)と官吏服務規律の関係について以下の点を明らかにされたい。

1 大臣規範の制定により官吏服務規律の効力がどのように変わったのか明らかにされたい。

2 大臣規範制定以前においては国務大臣であった者は、現在においては官吏服務規律と大臣規範のいずれの適用を受けるのか。

二 内閣官房報償費の具体的な使途等については、官吏服務規律第四条に定める「機密」又は「秘密」、大臣規範に定める「秘密」に該当するの

か。

三 右に挙げたマスメディアに対する証言に関し以下の点について明らかにされたい。

1 右証言は内閣官房報償費の具体的な使途等に言及したものと考えるが、念のため政府の見解を確認したい。

2 右証言において官吏服務規律第四条に定める「機密」又は「秘密」、大臣規範に定める「秘密」に該当する事項は存在したか。

右質問する。

内閣衆質一五一第六九号

平成十三年六月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出塩川元官房長官(現財務大臣)の内閣官房報償費使途証言と官吏服務規律の遵守に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員金田誠一君提出塩川元官房長官(現財務大臣)の内閣官房報償費使途証言と官吏服務規律の遵守に関する質問に対する答弁書

一について

「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」(平成十三年一月六日閣議決定。以下「大臣規範」という)は、閣議決定であり、官吏服務規律(明

治二十年勅令第三十九号)の適用関係に影響を及ぼすものではない。

二 大臣規範制定前に国務大臣であった者は、現在においては、当該国務大臣の職務に関し、官吏服務規律中、退職後の行為を規律する規定の適用を受ける。

三 内閣官房の報償費の具体的な使途等は、一般的に官吏服務規律第四十一条の「官ノ機密及び同条第二項の「職務上ノ秘密」並びに大臣規範1(8)の「職務上知ることのできた秘密」及び「職務上の秘密」に該当するものと考えている。

内閣官房の報償費については、その経費の性質上、その具体的な使途等は公にしないこととしてある。お尋ねの発言については、塩川元内閣官房長官(現財務大臣)によると、正確な記憶に基づくものではないと説明されており、官吏服務規律第四十一条の「官ノ機密」及び同条第二項の「職務上ノ秘密」に該当するものではないと考えている。

なお、お尋ねの発言は、大臣規範制定前の国務大臣の職務に関するものであり、大臣規範の遵守が問題となることはない。

平成十三年五月二十三日提出
質問 第七 一 号

ケニア共和国ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する質問主意書

提出者 首藤 信彦

ケニア共和国ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する質問主意書
プロジェクトの概要

ケニア共和国ソンドウ湖に注ぐソンドウ・ミリウ川において、現在水力発電事業(60 MW、30 MW×2基、流れ込み式発電所)が進行中であり、このプロジェクトに日本政府は総額181

億5500万円もの円借款供与を行なう予定である。

しかしながら、本事業に対して、経済的な事業可能性(フィージビリティ・スタディー)、環境、社会・文化的側面から様々な問題があるとして、地域住民およびNGOから強い懸念の声が出されており、国際社会でも問題視され始めている。今まさに公正で詳細な分析を行った上で、一受益者としての地域住民」という視点に基づき事業への融資を再検討することが求められている。プロジェクト決定の経緯や、重債務国であるケニアに対する新規円借款供与の意味という面からも考慮すべき点があると考えられるため、以下質問する。

一 円借款を供与する根拠について

ケニア政府の財政は危機的状況にあり、2000年1月に債務返済繰り延べを要請、合意したが、早急の影響もあり経済状況は悪化している。2000年から2004年までの789百万ドルのファイナンス・ギャップが生じると予想され、ドナーからの資金流入がなければ再度の債務返済繰り延べは避けられない見通しである。IMFの見込みでは、我が国に對しても2009年まで毎年80億円以上の債務返済が予定されている。

1 このような財政状況を踏まえた上で、本事業を円借款で実施する根拠、資金回収の見込を示されたい。

2 本事業には1989年10月には技術協力の所要資金として6億6800万円(金利2.5%)、1997年3月には、第一期の調達資金として69億3300万円(金利2.3%)の借款契約が調印されたが、これまで具体的にどのように使われたのか、項目ごとに支払い相手、および金額を示されたい。

3 フェーズ2に對する105億5400万円の借款供与(金利2.3%)は具体的にどのようなに使われる予定なのか、項目ごとに支払い相手および金額を示されたい。

4 上記のような厳しい財政状況の中で、ケニア政府の債務返済可能性についてどのように考えているか、政府の見解を示されたい。

5 本件の工事は鴻池組が受注したが、その経緯や理由について詳細説明を示されたい。

二 環境への影響について
流量変化に関する問題
1985年12月国際協力事業団によって行なわれた「ソンドウ川水力発電開発計画調査書主報告書」によると、ソンドウ川の1946年から1983年までの1JG1測水所における月平均流量の平均値は41.59立方メートル毎秒となっている。ソンドウ・ミリウ水力発電に必要な水量は40立方メートル毎秒であり、流量の大半は発電用に使われることになる。特に1月から3月にかけての乾季および10月から12月にかけての少雨季の間、6ヶ月間は川の流量が大幅に減少することになり、周辺の砂漠化など環境への影響は避けられない。

1 1991年7月に日本工営株式会社によって行われた「環境アセスメント報告書」によると、ケニア水資源開発省(The Ministry of Water Development)の基準により流域住民の水利利用のために4.0立方メートル毎秒の水を取水堰の下流に流す必要があるとのことだ。乾季において4.0立方メートルの水を流すことができるのか。また、この程度の流量では水が土壌に吸収されてしまう可能性が極めて高いと懸念されるが、政府はどのように考えているのか。詳細な見解を示されたい。

2 川の流量が大幅に減少する乾季、少雨季の環境保全、および耕地のため、どのような対策が講じられているのか。具体的な説明を詳細に頂きたい。

三 地域の合意について
1 地域住民への情報提供の欠如について
ソンドウ川の流域の住民は、環境影響評価

書の策定時、川の流量変化など事業に伴う社会・環境影響について十分な説明を受けていなかったが、工事が始まって2年以上たった今も流量変化について知らされていない。

この状況は適切とされる環境アセスメント手続きが取られていないことを示している。地域の住民に十分な情報が与えられていないのはなぜか。また、今後はどのような対応を考えているのか。政府の対応策を示されたい。

2 対話集会について
2001年1月24日・26日、ケニア側実施機関、住民、NGOが参加する対話集会が現地で開催された。外務省によると、本事業の継続支持、早期の第二期借款の供与要望が表明され、事業実施の過程で懸念が示された諸点については第二期事業の過程で定期的な協議を実施することが決議されたとのことである。しかしながら、NGO側からは事業継続支持を表明した事実はないと議事録の記述内容について強い懸念の声が挙がっている。

現在、政府に對し対話集会の議事録の内容提示を求めている。当初は在ケニア日本大使館が管理しており、テープ起こしのために時間がかかるとの説明を受けていたが、その後、対話集会を主催したケニア電力公社が管理しているため、早期内容提示はできないと説明された。このように説明が変化したのは何故か。また、議事録の提示に多大な時間を要する理由は何か。明確な説明を求めたい。

3 技術委員会について
2001年1月26日、当事業の再検討を行う技術委員会が設置された。しかし、現在の技術委員会は、計画を推進する側のケニア電力公社の職員を中心に構成されており、公正ではない上に、専門知識を持っていないメンバーが十分ではないとの指摘がNGO連合から出されている。

2001年1月26日、当事業の再検討を行う技術委員会が設置された。しかし、現在の技術委員会は、計画を推進する側のケニア電力公社の職員を中心に構成されており、公正ではない上に、専門知識を持っていないメンバーが十分ではないとの指摘がNGO連合から出されている。

2001年1月26日、当事業の再検討を行う技術委員会が設置された。しかし、現在の技術委員会は、計画を推進する側のケニア電力公社の職員を中心に構成されており、公正ではない上に、専門知識を持っていないメンバーが十分ではないとの指摘がNGO連合から出されている。

① 技術委員会のメンバーが公正な検討を行うには再構成が必要であり、法律家や地質学者、水利技術者、土地測量士など、適切な専門知識を持った外部の専門家が参加するべきだと思われる。現状を解決するために具体的な行動を起こす予定はあるのか否か。政府の見解を示されたい。

② NGO連合は、技術委員会はケニア電力公社と地域住民の法的拘束力のある合意書に基づいた機関になるべきであると強く求めている。これは本事業が内外から信頼を得るためには必要な措置だと思われるが、政府はどのように考えているのか、説明を求めたい。

③ NGO連合は、技術委員会の委員長は、ダム建設による利害から超越した、人々に広く受け入れられる人が適任であるとの見解を示している。ところが技術委員会の現委員長はケニア電力公社により選出され、ダム建設者の利益のみを優先する態度を続けてきた。この点について政府はどのように考えているのか。また現状を解決するために具体的な行動を起こす予定はあるのか否か。政府の見解を示されたい。

④ 本事業執行の第一期において、重大な汚職、人権侵害が指摘されていることを踏まえ、事業への支援金や機材についての監査は、事業に対する利害関係がなく国際的に信頼度の高い監査人が行うべきとの提案がNGO連合より出されている。今後、このような対応を行う予定があるか否か。政府の見解を示されたい。

4 環境社会調査ミッションについて
国際協力銀行では、2001年2月26日から3月2日までの日程で環境社会調査ミッションを派遣し、本事業の批判に対する現地調査を行ったことである。下記について説明を伺いたい。

① 住民の多くは本事業の継続を求める一方、雇用の拡大等を要望したとあるが、住民の多くとは、現地のどのような住民を対象としたのか、またどのような方法で意見を聞いたのか、具体的な方法、対象地域、対象人数などについて説明を伺いたい。また、雇用拡大の要望についてはどのような対応を考えているのか、政府の見解を伺いたい。

② 現地では、工事の開始に伴って従業員向けの商店や飲食店が増加しており、全体として地域が貧困化しているとは考えられないとの報告がなされている。しかし、漁業や農業に従事している住民は経済的に負の影響を受けており、受益者は地元有力者など地域住民の一部であるとのNGO等からの指摘もある。新しく営業を開始した商店や飲食店の数は具体的にどの程度なのか。また商店等の経営者は地域におけるどのような立場の人なのか。また、立ち退きによって影響を受けた地域住民の自立に向けて、地域ビジネスの起業支援など何らかの対策がなされているのか。説明を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質一五一第七一号
平成十三年六月十五日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員首藤信彦君提出ケニア共和国ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員首藤信彦君提出ケニア共和国ソンドウ・ミリウ水力発電事業に関する質問に対する答弁書

一について
ソンドウ・ミリウ水力発電計画(以下「本件計画」)

画」という。については、ケニアとの間で、平成元年六月に事業実施に先立つ調査、設計等(環境影響評価、事業規模、事業費及び事業期間の調査等)に対し六億六千八百円までの円借款を供与することを内容とする交換公文の締結を行った。この円借款については、同年十月の借款契約締結の後、当該調査、設計等を日本工営株式会社が受注し、約六億六千六百円が本件円借款の対象となっている。

平成九年一月には、本件計画の第一期分として土木工事の一部(取水設備、導水路、アクセス道路等の整備)及びコンサルティングサービスの実施に対し六十九億三千三百円までの円借款を供与することを内容とする交換公文の締結を行った。この円借款については、同年三月の借款契約締結の後、土木工事部分につき、国際競争入札の結果、株式会社鴻池組、ベデツカ、マレーランドロバーツ共同企業体が受注し、約四十四億二千五百円が本件円借款の対象となっており、また、コンサルティングサービス部分につき、日本工営株式会社が受注し、約十八億七千六百円が本件円借款の対象となっており、いずれも現在工事及び業務が進捗中である。

また、本件計画の第二期分として残りの土木工事(放水路、発電所、変電所等の整備)及び発電機等の調達に対する追加の円借款の供与については、平成十一年九月にケニア側に事前通報を行ったが、いまだ交換公文及び借款契約の締結に至っておらず、現在、慎重に検討を行っている。

なお、この第二期分については、ケニア側が、既に第一期分の工事が進捗中であり、工事の円滑な実施の確保の観点から第二期分の準備を進める必要があること、第二期分の円借款について平成十一年九月に日本側から事前通報がなされていること等から、第二期に対する円借款の実現可能性につき相当程度の見通しが得られたとの判断の下に、自らの責任により、

平成十二年一月に入札手続を開始し、同年四月に受注企業を決定し、同年六月に国際協力銀行に対し入札評価結果に係る同意申請を提出したと承知している。国際協力銀行は、第二期分の供与については現在政府において検討中であるため、この入札評価結果に係る同意については、第二期分の供与についての結論が出た段階で対応を判断することとなる旨ケニア側に伝達していると承知している。

円借款は、被援助国からの返済を前提とする援助形態であり、被援助国の債務返済可能性を含む経済状況に配慮した上で供与を決定すべきことは当然である。一般に、ある国の将来の債務返済可能性を予測するには、当該国のマクロ経済動向や輸出の推移、その前提になる世界経済等の動向等、様々な不確定要因を総合的に勘案する必要がある。ケニアの債務返済可能性に関しても同様であり、今後も引き続き慎重に推移を見守る必要があるが、我が国としては、ケニア側が国際通貨基金と経済の安定化を図るため貧困削減成長措置を実施することに合意していること、平成十二年十一月にパリで開催されたケニア政府代表者と関係債権国政府の代表者との間の協議において、債権国側がケニアに対し債務削減に至らない条件での債務繰延に合意したこと、ケニア側がこれまで累次にわたる債務削減を求めない方針を明確に示していること等を踏まえつつ、ケニアに対し本件円借款の供与を慎重に検討しているところである。

二について
本件計画に関連し、平成十三年一月、現地に於いて事業実施機関であるケニア電力公社、事業実施業者、地域住民、本件計画について今までの問題点を指摘してきた者を含む非政府組織(以下「NGO」という。)及び有識者が参加した対話集会(以下「対話集会」という。)が行われ、本件計画の継続支持、第二期分の円借款の早期供与の要望及び関係者による定期的な協議の場の設立が決議されたことと承知している。これを受

平成十三年六月十九日 衆議院會議録第四十一号

議長の報告

けて、事業実施機関、事業実施業者、地域住民、NGO及び有識者から構成される本件計画に関する技術委員会(以下「技術委員会」という)が設立されており、本件計画の実施上の諸問題については技術委員会の場において改善に向けた議論が行われると承知している。

本件計画による発電所が完成し、導水路にソンドウ川の水を転流する際には、転流に伴うソンドウ川の流量の減少による生態系等への影響に配慮し、乾季においても必要な河川維持流量を確保することとなっていると承知している。

河川維持流量については、技術委員会において必要に応じ調整を行うことを検討していると承知しており、具体的には、現地の水供給プロジェクトの改善や、乾季において流量が少なくなった場合に発電所の操業を抑制すること等が検討されていると承知している。ソンドウ川の月平均流量の平均値は毎秒四十一・五九立方メートルであり、発電のために必要な水量は毎秒四十立方メートルであるとの御指摘であるが、これは発電所を最大稼働した際の水量であり、実際には河川の状態に応じ、発電所の操業抑制等が検討されることとなっており、流量が少なくなる乾季を含めて発電のための転流によってソンドウ川の河川維持が確保されることのないよう必要な河川維持流量が確保されるものと承知している。いずれにせよ、転流に伴うソンドウ川の流量減少により問題が生じる場合には、技術委員会における協議を踏まえ、必要に応じ事業実施機関等において適切な措置が講じられるものと承知している。具体的には、平成十三年六月中旬に技術委員会から本件計画に係る環境社会問題について報告書が提示される予定であると承知しており、我が国としては、報告書の内容を精査するとともに現地の状況を注視し、引き続きケニア側に対し、適切な対応を行うよう要請を行っていく考えである。

なお、現在、本件計画による水量の変化に伴い影響を受ける区間においては、ソンドウ川の水は灌漑に使用されていないものと承知している。

三の1について
平成三年に作成された環境影響評価書は、事業実施機関により既に公表されていると承知している。さらに、事業実施機関は地域住民に対し、土木工事の実施前から本件計画の内容に関する説明を行ってきたとあり、ソンドウ川の水の発電所への転流や放水路を通じての復流による流量変化についても既に説明済みであると承知している。また、事業実施機関は、今後とも定期的に地域住民との対話を行っていく予定であり、その中で更に本件計画の内容に関する説明を行うこととして承知している。我が国としても、この点につき現地の状況を注視していく考えであり、また、既にケニア側に対し、適切な対応を行うよう要請を行っているところである。

三の2について
対話集会において事業継続支持を表明した事実はないとして対話集会の議事内容に疑念を示している御指摘のNGOがいかなる組織か、また、現地住民をどの程度代表するものか明らかでないが、対話集会では、そこでの議論を踏まえて本件計画の事業継続支持等を内容とする決議文が作成され、議長が読み上げた後に挙手により採決がなされ、反対する者なく同決議文が採択されたと承知している。

なお、対話集会の討議の記録については、日本側参加者において非公式な記録を作成した経緯はあるが、対話集会はケニア側により開催されたものであり、公式な記録はケニア側の責任で作成され、公表されるべきものと考えているが、政府としては、対話集会における討議の模様を把握するための文書及び電磁的記録として、日本側参加者の責任において作成した対話集会の討議の概要、ケニア側作成の対話集会の

討議の概要、対話集会における決議内容を記したケニア側議長作成の決議書及び対話集会を収録したビデオテープを求めに応じ提示することとしている。

三の3について
技術委員会は、対話集会における決議を受けて設立され、事業実施機関、事業実施業者、地域住民、NGO及び有識者から構成されており、本件計画の実施上の諸問題について改善に向けた議論が行われていると承知している。また、これまで技術委員会においてその構成について討議が行われ、必要な構成員の追加も行っていることと承知している。御指摘のNGO連合が、具体的にいかなるNGOから構成されているのか、また、現地住民をどの程度代表する組織であるのか明らかでないが、御指摘の問題は、技術委員会の組織及び運営に係る事項であり、技術委員会において検討及び判断が行われることになっていないものと承知している。しかしながら、我が国としても、技術委員会が本件計画の円滑な実施のための重要な討議の場としての認識の下、既にケニア側に対し、技術委員会の組織及び運営について地域住民及びNGOの意見を十分に吸収し、本件計画実施上の問題点に対応するとの観点から最も適切な形態のものとされるよう要請を行っているところであり、また、技術委員会が討議された改善案が適切に実行に移されていくような体制が整備されること

が重要であることについても指摘を行っている。

なお、技術委員会の現委員長は、事業実施機関から選出されているが、これは事業実施機関が本件計画実施に係る責任主体であること等にかんがみ、最初の技術委員会において協議を経て決定されたものと承知しており、現委員長が本件計画実施者の利益のみを優先する態度を続けてきたとの御指摘のような事実は確認されていないと承知している。また、御指摘の本件計画の第一期において重大な汚職、人権侵害が指

摘されている事項のうち、汚職の問題に関しては、技術委員会において事実関係を調査中であると承知しており、我が国としても、既にケニア側に対し、十分な実態調査が行われるよう促しているところである。また、人権侵害の問題については、今後ケニア側の司法手続等の中で事実関係等が明らかにされるものと考えられるが、我が国としては、同様にケニア側に対し、十分な実態調査が行われるよう促しているところである。

三の4の①について
国際協力銀行の環境社会調査団による現地調査においては、対話集会における住民の意向等を確認することを目的とし、時間的な制約の問題はあったが、地域住民、NGO及び技術委員会の構成員から意見聴取を実施したとの報告を受けている。具体的には、補償対象者の一覧表から当該調査団員が無作為に選んだ住民及びNGO側が指定する住民合わせて約十名を対象とし、これらの住民を訪問の上、意見を聴取したと承知している。雇用の拡大等については、現在、技術委員会において検討されていると承知しているが、我が国としても、既にケニア側に対し、本件事業実施地域からの雇用の拡大等について指摘があることに言及の上、適切な対応がなされるよう要請を行っているところである。なお、対話集会においても、多くの住民が本件計画の継続、雇用の拡大等を要望したことが、在ケニア日本国大使館及び国際協力銀行の報告により確認されている。

三の4の②について
本件計画の開始に伴って新しく営業を開始した商店や飲食店については、国際協力銀行の環境社会調査団による現地視察等により、具体的な数の把握までは至っていないものの、増加していることが確認されている。事業実施機関により実施されている環境社会モニタリングに基づく抽出調査の結果によれば、補償対象者の約半数が補償金を用いて宿泊所や商店などの経営

を行つてゐることが確認されてゐる。また、立ち退きによつて影響を受けた地域住民の生活水準等の状況については、事業実施機関によるモニタリングが実施されており、問題があれば技術委員会の議論を踏まえ、改善に向けた検討がなされることと承知しているが、我が国としても、既にケニア側に對し、適切な対応がなされるよう要請を行つてゐるところである。

平成十三年五月二十五日提出
質 問 第 七 四 号

学校保健法にもとづく「学校病」指定に関する質問主意書

提出者 石井 郁子

学校保健法にもとづく「学校病」指定に関する質問主意書

学校保健法は、「児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的」としている。この目的の達成のために、経済的な困難をかかえる家庭の児童・生徒、要保護及び要保護児童生徒については、「伝染性又は学習に支障の生ずる疾病で政令で定めるものを治療するため、「医療に要する費用について必要な援助を地方公共団体が行うことを定め、国に於いても予算の範囲内で、その「経費の一部を補助することができ」と定めてゐる（第十七条、第十八条）。

九九年に国に申請された治療費援助の件数は九万三千七百七件（延べ件数）となつてゐる。こうした施策は、子どもたちの教育を受ける権利を保障し、健康の保持増進をはかるうえで必要不可欠であり、子どもたちをとりまく生活・学校環境、医療の発展等に対応して、施策の発展が求められるところである。

ところが、「学校保健法施行令（一九五八年制定第七号）に定める、治療費援助対象の疾病（学校

病は、制定から四十数年、指定する疾病の見直しが行われず、子どもたちをとりまく生活・学校環境や医学の発達に対応できていない。「学校病」指定について以下質問する。

一 皮膚病に関しては、「白癬、疥癬、および膿瘡」と限定されているが、今日子どもの皮膚病として増加の傾向にある、アトピー性皮膚炎を加えるべきであるかどうか。

財団法人「日本学校保健会」発行の冊子でも、「近年、アトピーなどアレルギー性の病気が増加」していることが指摘され、「難治といわれ、自覚的にも、他覚的にも苦痛の伴うこの病気に對し、学校を含む周囲の人々の知識と理解、治療への支援を行うことが求められてゐる」との見解が示されてゐる。アトピー性皮膚炎は、治療費のほか、除去食などに相当な費用を必要とする場合もあり、治療費援助への要望が多く聞かれるところである。

一九九九年、私が同行した市民団体の文部省への陳情では、「学校病」にアトピー性皮膚炎などアレルギー疾患を含めるか等の質問に對し、「学校病」指定の疾病項目の見直しに前向きにとりくむ旨の回答があつた。現時点で「学校病」指定の見直しの方向、改正の目途について明らかにされた。

二 学校保健法施行令では「学校病」のうち、「う歯」についてのみ、治療費援助となる治療内容を示してゐる。

この治療内容は、乳歯では「抜歯」としてゐるが、小児歯科学会では、乳歯の早期抜歯は、永久歯の歯列不正、咀嚼障害、発音障害だけでなく、平衡感覚機能や運動能力発達に大きな影響を及ぼすと報告されてゐる。文部省発行の「小学校 歯の保健指導の手引き（一九九二年改訂版）」でも、身体やあごの発達の最も著しい小学校の時期において、乳歯を健康に保つことは、永久歯や体の健全発育にきわめて重要である」と記してゐる。

乳歯の抜歯に限定せず、必要な治療について

援助を行えるよう改めるべきと考えるが、いかがか。

三 永久歯の「う歯」に対する治療費援助は、「アマルガム充填、複合レジン充填、銀合金インレーの治療」に限定されてゐる。しかし歯科医師からは、銀合金は展延性が悪いため窩洞部の適合性に難があり、多大な咬合圧のかかる大臼歯部の歯冠修復などでは、二次カリエスを引き起こしやすいことや、口腔内で硫化し黒変するなどの問題が指摘され、金銀パラジウム合金の使用が最低限必要との意見が出されてゐる。また「う歯」が「C」に進行した場合、抜歯処置をしなければ痛みを止められないが、これも治療費援助の対象外である。

こうした治療は、今日、生活保護、母子保健で保障される治療と比しても劣悪となつてゐる。永久歯の治療についても現行の制度を見直し、保健適応の範囲まで広げるべきと考えるがいかがか。

四 今後、「学校病」指定の見直しを適宜行い、子どもをとりまく生活環境等の変化に対応できるようにすること、同時に、医療・教育関係者、父母などの意見を反映していくことが必要と考えるがいかがか。

右質問する。

内閣衆質一五一第七四号
平成十三年六月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員石井郁子君提出学校保健法にもとづく「学校病」指定に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員石井郁子君提出学校保健法にもとづく「学校病」指定に関する質問に對する

答弁書

一から四までについて

文部科学省は、児童及び生徒を取り巻く環境

等が大きく変化してきてゐることから、平成十二年度から平成十四年度までの三年間の予定で、学校保健法（昭和三十三年法律第五十八号）で定める児童、生徒等の健康診断を始めとする学校における保健管理の在り方についての検討を財団法人日本学校保健会に委託し、同財団法人は、医療分野及び教育分野の専門家を構成員とする委員会において検討を行つてゐるところである。学校保健法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）第七号で定める疾病（以下「政令で定める疾病」という。）についても、この結果を踏まえて検討することとしており、その際には、アトピー性皮膚炎や現在政令で定められていない治療方法によつて治療される齲齒を政令で定める疾病に含めるかどうかについても検討することとしたい。

今後とも、政令で定める疾病については、医療分野及び教育分野の専門家等関係者の意見を踏まえつつ、児童及び生徒を取り巻く環境等の変化に応じて、適宜検討することとしたい。

平成十三年六月八日提出
質 問 第 九 一 号

小泉内閣の政治姿勢に関する質問主意書

提出者 石井 一

小泉内閣の政治姿勢に関する質問主意書
小泉内閣は、「聖域なき構造改革」を掲げ一ヶ月余りを経過した現在も国民の高い支持を受けてゐるが、「改革」の具体的な中味は示されず、これまで明らかにされた小泉内閣の政治姿勢については多くの疑問がある。従つて、次の事項について質問する。

政治改革について

1 小泉総理のいう「聖域なき構造改革」で、政治改革に對しては首相公選制の提唱以外とりたてて具体的な政策が示されていないが、政治改革についての具体策を示されたい。

2 首相公選制は、様々な問題があり、世界の国でこの制度を取っている国は皆無に等しい。総理は、私的諮問機関で検討するとして、憲法改正を伴い、国の統治機構にかかわり、また内閣総理大臣が提案すべき案件とも思えない首相公選制をたとえ私的とは言え諮問機関を創り検討することは妥当性を欠くのではないか。

3 総理の提唱する首相公選制の骨格を示された。
4 小泉総理は衆議院選挙区での一票の格差は正について、二倍以内、各県に一議席をまず配分する方式の変更を表明したが、国民の一票等価の原則からも適切である。実現のためには衆議院議員選挙区画定審議会設置法の改正を速やかに行い、同審議会が二〇〇〇年国勢調査速報値に基づいて区割を検討すべきだが、総理の責任で、今国会で改正案を提出し成立させる考えはあるか。

5 少なくとも、この改正なしに次期総選挙は行わないというのが小泉内閣の見解と理解してよい。
6 選挙制度は民主主義の基本である。与党三党は連立政権合意で「健全な議会制民主主義確立のため、二〇〇〇年国勢調査を踏まえ、衆議院の現行制度の見直しについて早急に結論を得る」としているが、総理は現行の衆議院選挙制度の小選挙区比例代表並立制度の変更を目指しているのか。小泉内閣として現行の選挙制度は健全な議会制民主主義確立にそぐわないと考えているのか明らかにされた。

7 総理は派閥の解消を公約としてきたが、自民党の派閥解消を指示し、推進しようとしているのは公約違反である。また、来るべき衆議院選挙で自民党公認候補者の派閥離脱を提案しながら、各自の判断とした。参議院の比例選挙制度を拘束名簿式から非拘束名簿制に改悪したことが、派閥単位の選挙を解消できない原因と考えられるが、どのような認識をされているのか。

8 小泉総理が支持されたのは、従来の自民党政治の改革を公約としたからである。KSD問題、いわゆる久世発言、土地改良事業などにみられる、架空役員疑惑、党費の不明朗な納入問題は、行政の監督責任ならびに選挙制度、政治資金問題と密接不可分である。従って、これを解明し、不当な党費の返還を行うことを約束されたい。

1 外務省問題、機密費について
余るものが「異常事態」である。行政への信頼だけでなく日本外交に支障や不信をもたらす、国益を損なう事態になりつつあることはまことに憂慮される。小泉総理は深刻に受け止める必要があるがどう考えているのか。外務省事務局の体質、手法の問題を改革することは必要であるが、外相との確執で日本の外交が混乱、混乱との印象を内外に与えていることは重大であり、看過すべきではない。任命権者としてまた外交の最高責任者として今日の外務大臣と事務局の損なわれた関係をどうするか所信を示されたい。

2 外交・安全保障問題に関する外務大臣の言動は軽率、稚拙さが目立ち、多くの波紋を呼び、駐米大使からも日米関係に懸念が示され、与党内では罷免の声があると伝えられる。日米関係、アジア外交など重要な案件が山積しているが、小泉総理としてこのまま田中外務大臣の言動でいいと考えているのか。特に、外務大臣としての資質に疑問はないと考えているのか。日本外交に支障を来すようなことがあれば総理の責任は免れないと思うがどう判断されているのか。

3 去る六日の、外務省改革要綱は外交機密費の今年度削減の数値を示していないことなどきわめて不十分で、チェック、決済体制など国民の納得できる対策が示されていないが、外務大臣はこれだいいと考えているのか。

4 官邸機密費に関する塩川財務大臣の無責任な国会での答弁は、閣僚として適格性を欠き、国民の不信を招くものであると考えるが、小泉総理の見解を問う。

5 官邸機密費、外交機密費問題は国民の政治不信をかつての最大の問題の一つである。「聖域なき構造改革」といながら、肝心の足下が聖域になっており、小泉総理の看板に偽りありではないか。国民の税金がこれほど不当に使われた例はない。官邸機密費について責任の所在と改革案を示されたい。また、今年度機密費関係予算をそのまま成立させたが、補正減額の措置を取るべきだが、政府の見解を示されたい。

3 靖国神社の公式参拝について
1 小泉総理は八月十五日に靖国神社へ総理大臣として参拝することを明らかにしているが、すでにアジア諸国から強い批判がある。総理が国際協調を言いながらこれに反する行動をあえてとる理由は何か。加害者はその傷の痛みを忘れるのが常だが、被害者の心情に思いを及ぼすことは当然の配慮ではないかと思うがどうか。

2 一九九九年八月六日当時の野中官房長官は、政府として総理大臣はじめ、すべての国民が「慰霊」を行うことができ、各国首脳が来た時に献花できる環境を考へること、靖国神社は宗教法人格をはずし、特殊法人とし国家の責任で祭る、合祀されているA級戦犯を分祀するなど政府の方針を示したが、小泉内閣はこの見解をどう受け止めているか。かつて故郷小平氏が「もし、日本でA級戦犯が分祀されるなら、私も日本にいった時に献花すると語った」と聞いているが、総理はアジア諸国の思いをどう考えているのか。
3 この問題はこれまで様々な経緯があり、ごく僅かの例を除いて総理の公式参拝は見合わされてきた。国民はもとより野党ならびに連立与党の中でも異論のあるところで、総理

大臣としての靖国神社参拝は再考すべきだと考えるがその考えはあるか。
右質問する。

内閣衆質一五一第九一号
平成十三年六月十五日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員石井一君提出小泉内閣の政治姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員石井一君提出小泉内閣の政治姿勢に関する質問に対する答弁書

1 政府としては、聖域なき構造改革の一環として、政治の分野における構造改革を進めることとしており、首相公選制についての検討のみならず、選挙制度を始めとする様々な政治のシステムの在り方について不断の見直しをしていく必要があると考えている。
また、国民の政策形成への参加を促進していくことも改革の重要な柱であり、国民との積極的な対話を通じて、政策検討の過程を国民に明らかにし、広く理解と問題意識の共有を図っていくこととしている。このため、関係閣僚などが出席するタウンミーティングの開催、小泉内閣メールマガジンの発刊などに取り組んでいるところである。
2及び3について
首相公選制については、国民の政治参加の途をを広げることの重要性から、政治の現実的課題として取り上げられていいのではないかと考えており、懇談会を早急に立ち上げ、憲法学や政治学の学者など、多くの識者の意見を聴きながら、慎重に検討を行い、国民的な議論を提起するための具体案を提示したいと考えている。
1の4から6までについて
健全な議会制民主主義の維持、発展のためには、選挙制度についての不断の見直しが必要で

ある。

あると考へてゐる。衆議院については、小選挙区比例代表並立制の下で、既に二回の総選挙が行われてゐるが、現行制度についても、見直すべき点があればこれを見直すべきであると思へてゐる。

また、一票の格差の是正は極めて重要な問題と認識してゐるところ、現在、衆議院議員選挙区画定審議会において、平成十二年の国勢調査を踏まえ、選挙区間の人口格差が二倍以上にならないことを基本に選挙区の見直し作業が進められ、平成十三年十二月までに改定案の勧告がなされることとなつてゐることから、当面は同審議会の作業を見守つてまいりたい。

なお、御指摘の法律の取扱いと衆議院議員の総選挙の実施時期とを関連付けて論ずることは適当でないと思へてゐる。

一の7及び8について
政党の改革や運営に関する問題については、それぞれの政党が、政治に対する国民の信頼を確立する等の観点から適切に対応すべきものと考へてゐる。

二の1について
外務省においては、大臣と事務当局との信頼関係を構築しつつ組織改革を進めてゐるところであり、今後とも、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図つていく考へてゐる。

二の2について
小泉内閣総理大臣は、田中外務大臣を信頼して、同大臣が引き続き外交政策の責任者として、諸案件の処理に全力を注ぐものと期待してゐると承知してゐる。

二の3について
外務省においては、平成十三年六月六日に発表した外務省改革要綱において、外務省の報償費の改革方針を明らかにしたところであり、今後、この方針に基づき、報償費の厳正かつ効率的な執行の徹底を図つていくこととしてゐる。

平成十三年六月十九日 衆議院会議録第四十一号

二の4について

小泉内閣総理大臣は、内閣官房の報償費に係る質問に対する塩川財務大臣の答弁が無責任であると思へてゐないと承知してゐる。

内閣官房の報償費については、今回の不祥事を契機に点検を行つてきたところであるが、その結果も踏まえ、平成十三年年度の予算の執行について、次のような考へ方の下で、厳正かつ効率的な執行の徹底を図つてゐるところである。

(一) 報償費は、内政、外交を円滑かつ効果的に遂行するための経費であり、その目的にかなうものでなければならぬ。

(二) 報償費については、右の目的に照らして、これまでの経緯にとらわれないこととなく、その都度厳正に吟味を行つた上で、内閣官房長官の判断に基づき執行する。

(三) 報償費の執行に当たつて、事務処理の補助が必要となる場合には、複数の担当者に当たらせて二重のチェックを徹底する。

三の1及び3について
小泉内閣総理大臣は、今日の我が国の平和と繁栄は戦没者の尊厳犠牲の上にあり、その気持ちを表することは当然であつて、二度と戦争を起こしてはならないという気持ちからも、靖国神社に参拝する考へを有してゐるが、公式参拝として行うか否かについては、我が国民や遺族の思い、近隣諸国の国民感情など、諸般の事情を総合的に考慮し、慎重かつ自主的に検討した上で判断すべきであると思へてゐると承知してゐる。

三の2について
御指摘の野中内閣官房長官(當時)の発言は、個人的な見解として示されたものと承知してゐる。いずれにしても、平和国家としての道を歩み、諸国民との友好増進を念願する我が国としては、国際関係を重視し、近隣諸国の国民感情

にも適切に配慮しなければならないと思へる。

(答弁通知書受領)

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員首藤信彦君提出ブルーチャンネル水力発電所修復プロジェクト(ミヤンマー)に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年七月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出自衛隊における私的サークルの刊行物及び部内資料の国政調査活動における活用に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年七月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員永田寿康君提出政党・国会議員の寄附行為に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年七月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員吉井英勝君提出火力発電所の排煙による梅の立ち枯れ及び人体への影響に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年七月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員小沢和秋君外一名提出じん肺根絶のための政府の対策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十三年七月四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十三年六月一日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
参議院議長 井上 裕

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律

第一条 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

題名中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加える。

第一条中「排出される窒素酸化物の下に」及び「粒子状物質を、(二)酸窒素の下に」及び「浮遊粒子状物質を加える。」

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「自動車排出粒子状物質」とは、自動車の運行に伴つて発生し、大気中に排出される粒子状物質をいう。

平成十三年六月十九日

平成十三年六月十九日 衆議院公議録第四十号

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

二一

「窒素酸化物総量削減基本方針」に改め、同条第二項中「総量削減基本方針」を「窒素酸化物総量削減基本方針」に改め、同項第一号中「特定地域」を「窒素酸化物対策地域」に改め、同項第二号中「総量削減計画」を「窒素酸化物総量削減計画」に、特定地域を「窒素酸化物対策地域」に改め、同項第三号中「特定地域」を「窒素酸化物対策地域」に改め、同条第五項から第八項までの規定中「総量削減基本方針」を「窒素酸化物総量削減基本方針」に改める。

第七条の見出しを、「窒素酸化物総量削減計画」に改め、同条第一項中「特定地域」を「窒素酸化物対策地域」に、「総量削減基本方針」を「窒素酸化物総量削減基本方針」に、「総量削減計画」を「窒素酸化物総量削減計画」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「総量削減計画」を「窒素酸化物総量削減計画」に、「特定地域」を「窒素酸化物対策地域」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「特定地域」を「窒素酸化物対策地域」に改め、同条第三項中「総量削減計画」を「窒素酸化物総量削減計画」に、「次条第一項」を「第十條第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「総量削減計画」を「窒素酸化物総量削減計画」に改める。

第十七条中「同条第六項の下に、及び第九条第三項を、」を含む。の下に並びに第九条第一項を加え、同条を第十九条とする。

第十八条の見出しを、「（経過措置の命令への委任）に改め、同条を第十八条とする。

第十五条中「自動車排出窒素酸化物を、」自動車排出窒素酸化物等」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条第二項中「自動車排出窒素酸化物を、」自動車排出窒素酸化物等」に改め、同条を第十八条とする。

第十三条第一項及び第三項から第六項までの規定中「特定地域」を「窒素酸化物対策地域」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条を第十四条とする。

第十一条第一項中「特定地域」を「窒素酸化物対策地域」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第一項及び第三項中「特定地域」を「窒素酸化物対策地域」に改め、同条を第十二条とする。

第九条の見出し中「総量削減計画」を「窒素酸化物総量削減計画等」に改め、同条中「総量削減計画」を「窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画」に改め、同条を第十一條とする。

第八条第一項中「第六條第一項の下に、又は第八條第一項を加え、」特定地域」を「窒素酸化物対策地域」又は「粒子状物質対策地域」に、「総量削減計画」を「窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画」に改め、同条を第十條とする。

第七条の次に次の二條を加える。

（粒子状物質総量削減基本方針）

第八条 国は、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法第三條第一項若しくは第三項若しくは第四條第一項の排出基準又は同法第五條の二第一項若しくは第三項の総量規制基準、同法第十八條の三の基準、同法第十八條の五の敷地境界基準、同法第十八條の十四の作業基準及び同法第十九條の規定による措置並びにスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成二年法律第五十五号）第五條第一項の規定による指定のみによつては環境基本法第十八條第一項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準（浮遊粒子状物質に係るものに限る。次条第二項第三号において「浮遊粒子状物質に係る大気環境基準」という。）の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域（以下「粒子状物質対策地域」という。）について、自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（以下「粒子状物質総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。

2 粒子状物質総量削減基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する目標

二 次条第一項の粒子状物質総量削減計画の策定その他粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減のための施策に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する重要な事項

3 第六條第三項の規定は都道府県の区域のうち第一項の政令で定める地域の要件に該当すると認められる一定の地域がある場合について、同条第四項の規定は第一項の地域を定める政令について、同条第五項から第七項までの規定は粒子状物質総量削減基本方針の策定及び変更について準用する。

（粒子状物質総量削減計画）

第九条 都道府県知事は、粒子状物質対策地域にあつては、粒子状物質総量削減基本方針に基づき、当該粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に実施すべき施策に関する計画（以下「粒子状物質総量削減計画」という。）を定めなければならない。

2 粒子状物質総量削減計画は、当該粒子状物質対策地域について、第一号に掲げる総量を第三号に掲げる総量までに削減させることを目的として、第一号に掲げる総量に占める第二号に掲げる総量の割合、自動車の交通量及びその見通し、自動車排出粒子状物質及び自動車以外の粒子状物質の発生源における粒子状物質の排出状況並びに原因物質（粒子状物質以外の物質で浮遊粒子状物質の生成の原因となるものをいう。第一号及び第三号において同じ。）の排出状況の推移等を勘案し、政令で定めるところにより、第四号及び第五号に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該粒子状物質対策地域における事業活動その他の人の活動に伴つて発生し、大気中に排出される粒子状物質及び原因物質の総量（原因物質については、環境省令で定めるところにより粒子状物質に換算した総量）

二 当該粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量

三 当該粒子状物質対策地域における事業活動その他の人の活動に伴つて発生し、大気中に排出される粒子状物質及び原因物質について、浮遊粒子状物質に係る大気環境基準に照らし環境省令で定めるところにより算定される総量（原因物質については、環境省令で定めるところにより粒子状物質に換算した総量）

四 第二号に掲げる総量についての削減目標量（中間目標としての削減目標量を含む。）

五 計画の達成の期間及び方途

3 第七條第三項から第五項までの規定は、粒子状物質総量削減計画の策定及び変更について準用する。

第二条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「窒素酸化物排出基準」の下に、及び「粒子状物質排出基準」を加え、「事業活動に係る自動車の使用に関する窒素酸化物を、事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質」に改める。

第四条第一項中「事業活動に係る自動車の使用に関し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることにより、自動車排出窒素酸化物等の排出が抑制される」を「事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずる」に改める。

第六条第二項第二号中「策定」の下に、第十

五、第一項の判断の基準となるべき事項の策定を加える。

第七、第三項中の「承認を受けなければを」に協議し、その同意を得なければに改め、同条第四項中「承認を」同意に改める。

第八、第二項第二号中「策定」の下に、第十五条第一項の判断の基準となるべき事項の策定を加える。

第十二、条の見出しを「(窒素酸化物排出基準等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

環境大臣は、自動車の種類、排出状況(窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出状況)をいう。第十七条において同じ。等を勘案し、環境省令で、窒素酸化物排出自動車(その運行に伴って排出される自動車排出窒素酸化物が窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車であつて、窒素酸化物対策地域内に使用の本拠の位置を有するもの)をいう。次項及び同条において同じ。にあつては窒素酸化物の排出量に関する基準(以下「窒素酸化物排出基準」という)を、粒子状物質排出自動車(その運行に伴って排出される自動車排出粒子状物質が粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車であつて、粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有するもの)をいう。同項及び同条において同じ。にあつては粒子状物質の排出量に関する基準(以下「粒子状物質排出基準」という)を定めなければならない。

第十二、条第二項中「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準」に、特定自動車の「窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車」に改め、「自動車排出窒素酸化物の下に」又は「自動車排出粒子状物質の下に」又は「自動車排出粒子状物質」を「窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準」に改め、「窒素酸化物対策地域」の下に「又

は粒子状物質対策地域」を加える。

第十三、条第一項中「前条第一項の下に」窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして「を」を加え、特定自動車排出基準を「窒素酸化物排出基準」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定は、前条第一項の粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車について準用する。この場合において、第一項中「窒素酸化物対策地域」とあるのは、粒子状物質対策地域と、窒素酸化物排出基準とあるのは、粒子状物質排出基準と読み替へるものとする。

4 第二項の規定は、前項において準用する第一項の区分又は期間を定める政令について準用する。

第十四、条の見出し中「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準」に改め、同条中「自動車排出窒素酸化物」を「自動車排出窒素酸化物等」と、「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準」に改める。

第十五、条を次のように改める。

(事業者の判断の基準となるべき事項)

第十五、条 製造業、運輸業その他の事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という)は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るため、窒素酸化物総量削減基本方針及び粒子状物質総量削減基本方針に基づき、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置その他の措置に関し、その所管に係る事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、事業活動に係る自動車の使用の状況、自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する

技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 事業所管大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 環境大臣は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、第二項に規定する判断の基準となるべき事項に関し、事業所管大臣に対し、意見を述べることが出来る。

第十九、条を削る。

第十八、条中「経過措置」の下に「(罰則に関する経過措置を含む)」を加え、同条を第二十六、条とし、同条の次に次の四、条を加える。

(主務省令)

第二十七、条 この法律において主務省令は、環境大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。

(罰則)

第二十八、条 第十九、条第三項(第二十二、条第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む)の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九、条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七、条(第二十二、条第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む)の規定による提出をしなかつた者

二 第十八、条又は第二十二、条第一項(これらの規定を第二十二、条第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十二、条第一項(第二十二、条第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは

忌避した者

第三十、条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二、条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の刑を科する。

第十七、条を第二十五、条とし、第十六、条を第二十四、条とし、第十五、条の次に次の八、条を加える。

(指導及び助言)

第十六、条 都道府県知事は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制について必要な指導及び助言をすることが出来る。

(事業者による計画の作成)

第十七、条 窒素酸化物排出自動車、粒子状物質排出自動車その他の窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、政令で定めるもの(以下この条において「対象自動車」という)を使用する事業者は、その対象自動車のうち、排出状況その他の事情を勘案して政令で定める台数以上のものが一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するときは、主務省令で定めるところにより、第十五、条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置であつて、その一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車(以下この条及び第十九、条第一項において「特定自動車」という)に係るものの実施に関する計画を作成し、当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事に提出しなければならない。

平成十三年六月十九日 衆議院會議録第四十一号

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

一四

(定期の報告)

第十八条 前条の規定により同条の計画を作成すべき事業者(次条及び第二十条第一項において「特定事業者」という。)は、毎年、主務省令で定めるところにより、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(報告及び命令)

第十九条 都道府県知事は、特定事業者の事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、特定自動車に係るものの抑制が第十五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、特定自動車に係るものの抑制に関し必要な措置を執るべき旨の勧告をすることが出来る。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することが出来る。

3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつたときは、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることが出来る。

(報告及び立入検査)

第二十条 都道府県知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境大臣への通知等)

第二十一条 都道府県知事は、第十七条の規定による同条の計画の提出又は第十八条の規定による報告があつたときは、主務省令で定めるところにより、当該計画の提出及び報告に係る事項を環境大臣に通知するものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による通知があつたときは、当該通知に係る事項を事業所管大臣に通知するものとする。

(自動車運送事業者等に関する特例)

第二十二条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の規定による自動車運送事業者及び貨物運送取扱事業者(平成元年法律第八十二号)の規定による第二種利用運送事業者を経営する者に対する第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定の適用については、第十八条、第十九条、第二十条及び第二十一条第一項中「都道府県知事」とあり、並びに第十七条中「当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事」とあるのは、国土交通大臣と、同条及び第十八条中「主務省令」とあるのは「環境省令、国土交通省令」とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により読み替えて適用される第十七条の規定による同条の計画の提出又は同項の規定により読み替えて適用される第十八条の規定による報告があつたときは、遅滞なく、環境省令、国土交通省令で定めるところにより、その内容を環境大臣及び関係都道府県知事に通知するものとする。

3 環境大臣又は窒素酸化物対策地域若しくは粒子状物質対策地域をその区域の全部若しくは一部とする都道府県の知事は、窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第一項の規定により読み替えて適用される第十六条、第十九条又は第二十条第一項の規定による措置を執るべきことを要請することが出来る。

4 国土交通大臣は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を、環境大臣の要請を受けて講じたものにあつては環境大臣に、都道府県知事の要請を受けて講じたものにあつては当該都道府県知事に通知するものとする。

(国土交通大臣の権限の委任)

第二十三条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することが出来る。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、陸運支局長に委任することが出来る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第七条の次に二条を加える改正規定(同法第八条第三項(第六条第三項、第四項、第五項(案の作成に係る部分に限る。))及び第六項の准用に係る部分に限る。))に係る部分 公布の日

二 第二条中自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第二項第二号の改正規定、同法第八条第二項第二号の改正規定、同法第十二条第三項の改正規定、同法第十三条に二項を加える改正規定、同法第十四条に二項を加える改正規定、同法第十五条の改正規定(第三項に係る部分に限る。)) 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

規定、同法第十二条第三項の改正規定、同法第十三条に二項を加える改正規定、同法第十四条に二項を加える改正規定、同法第十五条の改正規定(第三項に係る部分に限る。)) 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定(前号に掲げる規定を除く。)

並びに次条及び附則第五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第一条 前条第三号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定による改正前の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第七条第三項(同法第八項及び第九条第三項において準用する場合を含む。))の規定によりされた承認又は同号に掲げる規定の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請は、それぞれ第二条の規定による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第七条第三項(同法第八項及び第九条第三項において準用する場合を含む。))の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(検討)

第三条 政府は、窒素酸化物総量削減基本方針において定める窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する目標及び粒子状物質総量削減基本方針において定める粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する目標の達成状況に応じ、この法律による改正後の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の項中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を、「同条第六項の下に」及び第九條第三項を、「含む。」の下に並びに第九條第一項を加える。

第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の項を削る。

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染の現況にかんがみ、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染の防止を図るため、自動車排出粒子状物質について、その総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、排出量に関する基準を定めるとともに、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための措置の拡充等を行うものとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 題名及び目的の改正

自動車排出粒子状物質について所要の措置を講ずることとする等に伴い、法律の題名を「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」と改めるとともに目的について所要の改正を行うこととする。

2 自動車排出粒子状物質に係る措置の追加

(一) 国は、特定の地域について、自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針

を定めることとする。

(二) 都道府県知事は、特定地域にあつては、(一)の基本方針に基づき、自動車排出粒子状物質の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画を定めなければならないこととする。

(三) 環境大臣は、自動車排出粒子状物質が特定の地域における大気汚染の主要な原因となる自動車について、粒子状物質の排出量に関する基準を定めなければならないこととする。

3 事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する措置

(一) 事業所管大臣は、窒素酸化物総量削減基本方針及び粒子状物質総量削減基本方針に基づき、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質(以下「自動車排出窒素酸化物等」という。)の排出の抑制のために必要な措置に関し、事業者の判断の基準となるべき事項(以下「判断基準」という。)を定めることとする。

(二) 都道府県知事は、判断基準を勘案して、事業者に対し必要な指導及び助言をすることとすることとする。

(三) 特定の自動車を一定台数以上使用する事業者は、判断基準において定められた自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために計画的に取り組みべき措置の実施に関する計画を都道府県知事に提出するとともに、自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況に関し都道府県知事に報告しなければならないこととする。

(四) (三)の事業者に対する勧告、命令等について所要の規定の整備を行うこととする。

(五) 都道府県知事は、(三)の計画の提出及び報告に係る事項を環境大臣に通知するものとすし、環境大臣は当該通知に係る事項を事業

所管大臣に通知することとする。

(六) 自動車運送事業者等についての(二)から(四)までの規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「国土交通大臣」とすることとする。

4 罰則等

罰則について所要の規定を設けることとする。また、その他所要の規定の整備を行うこととする。

5 附則関係

(一) この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(二) 経過措置等について所要の措置を講ずることとする。

(三) 関係法律について所要の改正を行うこととする。

二 議案の可決理由

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染の現況にかんがみ、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染の防止を図るため、自動車排出粒子状物質について、その総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、排出量に関する基準を定めるとともに、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための措置の拡充等を行うものとする。本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、民主党・無所属クラブ及び社会民主党・市民連合提案に係る修正案及び日本共産党提案に係る修正案がそれぞれ提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成十三年六月十五日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

環境委員長 五島 正規

民事訴訟法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十三年三月十三日

内閣総理大臣 森 喜朗

民事訴訟法の一部を改正する法律

民事訴訟法(平成八年法律第九九号)の一部を次のように改正する。

第二百二十条第四号中「(公務員又は公務員であつた者がその職務に関し保管し、又は所持する文書を除く。を削り、同号ハ中供するための文書」の下に「(国又は地方公共団体が所持する文書」にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。を加え、同号中ハをことし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの

第二百二十条第四号に次のように加える。

ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書

第二百二十二条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「第二百二十条第四号イからハまで」を「第二百二十条第四号イからニまで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第二百二十条第四号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあつた場合には、その申立てに理由がないことが明らかとなるときを除き、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当するかかどうかについて、当該監督官庁(衆議院又は参議院)の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院、内閣総理大臣その他の國務大臣の職務上

平成十三年六月十九日 衆議院公議録第四十一号

民事訴訟法の一部を改正する法律案及び同報告書

一六

の秘密に関する文書については内閣。以下この条において同じ。の意見を聴かなければならない。この場合において、当該監督官庁は、当該文書が同号に掲げる文書に該当する旨の意見を述べるときは、その理由を示さなければならぬ。

4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百一十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があることを認めるに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができ、
一 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ

二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

5 第三項前段の場合において、当該監督官庁は、当該文書の所持者以外の第三者の技術又は職業の秘密に関する事項に係る記載がされている文書について意見を述べようとするときは、第二百一十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べようとするときを除き、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特許法の一部改正)

2 特許法(昭和三十四年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二百五十一条中「第二百一十三条第一項から第三項まで」を「第二百一十三条第一項から第六項まで」に改める。

理由

民事訴訟における証拠収集手続の一層の充実を図るため、公務員又は公務員であった者がその職務に關し保管し、又は所持する文書に係る文書提出命令について、私文書の場合においても提出義務が除外されている文書のほか、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書等を除いて、文書提出義務があるものとする。この場合、除外された文書に該当するかどうかを裁判所が判断するものとし、その判断のための手続としていわゆるインカメラ手続を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民事訴訟における証拠収集手続の一層の充実を図るため、公務員又は公務員であった者がその職務に關し保管し、又は所持する文書に係る文書提出命令について、文書提出義務を一般義務とする。この場合、除外された文書に該当するかどうかを裁判所が判断するものとし、その判断のための手続としていわゆるインカメラ手続を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1 公務員がその職務に關し保管し、又は所持する文書について、私文書の場合に提出義務が除外されている文書のほか、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書等を除いて、文書提出義務があるものとする。
2 除外された文書に該当するかどうかは、裁判所が判断するものとする。
3 除外された文書に該当するかどうかを判断するための手続として、いわゆるインカメラ手続を設けるものとする。
4 この法律は、公布の日から起算して六月を

超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、民事訴訟における証拠収集手続の一層の充実を図るため、公務員又は公務員であった者がその職務に關し保管し、又は所持する文書に係る文書提出命令について、文書提出義務を一般義務とする。この場合、除外された文書に該当するかどうかを裁判所が判断するものとし、その判断のための手続としていわゆるインカメラ手続を設ける等の措置を講じようとする。この場合、その措置は妥当なものとして認められるが、附則において、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況並びに民事訴訟に關する書類及び少年の保護事件の記録並びにこれらの事件に關して押収されている文書(以下「刑事事件関係書類等」という。)の民事訴訟における利用状況等を勘案し、刑事事件関係書類等その他の公務員又は公務員であった者がその職務に關し保管し、又は所持する文書に係る文書提出命令の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、本案に対し、木島日出夫君外一名から日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案による刑事訴訟書類、少年保護事件記録等に關する提出義務の一律除外をしない旨等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。
平成十三年六月十九日
衆議院議長 編貫 民輔殿
法務委員長 保利 耕輔

(別紙)

(小字は修正)

附則

(特許法の一部改正)

2 特許法(昭和三十四年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。
第二百五十一条中「第二百一十三条第一項から第三項まで」を「第二百一十三条第一項から第六項まで」に改める。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況並びに民事訴訟に關する書類及び少年の保護事件の記録並びにこれらの事件に關して押収されている文書(以下「刑事事件関係書類等」という。)の民事訴訟における利用状況等を勘案し、刑事事件関係書類等その他の公務員又は公務員であった者がその職務に關し保管し、又は所持する文書に係る文書提出命令の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(別紙)

民事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、附則第三項の検討を加えるにあたっては、その審議の経過を広く開示し、国民の意見が十分反映されるよう格段の配慮をすべきである。

発行所 東京 〇五 八四四五
常四 〇五 八四四五
財務省印刷局
電話 〇三 (3587) 4294
定価 本号 五円
(本体 〇円)